

建設工事における総合評価方式の評価基準等について ～ お知らせ ～

令和6年3月8日
山口県

令和6年4月1日以降に入札公告する工事について、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 <予告済>新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例の廃止

(1) 「継続学習（CPD）制度の取組状況」を評価する期間拡大の廃止及び取得単位数の緩和の廃止 **別紙**

特例期間は、1年間拡大して「当該年度の1年前の4月1日から…」としていましたが、例年どおり「当該年度の4月1日から…」とするとともに、評価する取得単位数を「推奨単位の1/2以上」から「推奨単位以上」とします。

■特例期間

令和5年4月1日から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位の1/2以上とする。以下、略）を評価する…



■令和6年度

令和6年4月1日から入札通知又は公告日までの間の任意の日以前の各認証団体が設定する期間における、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。以下、略）を評価する…

(2) 「地域活動実績」を評価する期間の拡大

特例期間は、過去2年間として「令和4年4月1日から…」としていましたが、例年どおり過去1年間として「令和5年4月1日から…」とします。

■特例期間

令和4年4月1日から入札通知日又は公告日までの間における…企業としてのボランティア活動…について評価する。



■令和6年度

令和5年4月1日から入札通知日又は公告日までの間における…企業としてのボランティア活動…について評価する。

2 <予告済>優良建設工事表彰の評価の見直し ※簡易型・標準型の適用工事

入札参加者の発注業種における企業の技術力を適切に評価するため、過去3年間（過去3年度）における優良建設工事表彰の有無について、これまでの評価対象は「業種を問わず全ての表彰」としていましたが、令和6年度からは「発注業種における表彰」のみとします。

■令和5年度まで

過去3年度に山口県優良建設工事表彰制度により表彰された者を対象に評価する。



■令和6年度から

過去3年度に山口県優良建設工事表彰制度により **発注業種と同一の業種において** 表彰された者を対象に評価する。

※表彰を受けた工事の業種種別は、技術管理課ウェブページで確認できます！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#sh3>

3 <新規>応急対策活動実績の評価の見直し

※土木一式工事（PC工事を除く）、舗装工事、しゅんせつ工事に適用

過去5年間の応急対策活動実績の評価について、**一般工事と海上工事の区分を廃止し、統合**します。

■令和5年度まで

【一般工事】

- ・「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」又は「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」に基づく活動実績
- ・山口県、国土交通省又は市町が所管する山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った、災害応急対策工事、冬季除雪業務又は異常天然現象の発生に伴う公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）のいずれかの活動実績

【海上工事】

- ・山口県地先海域での国、県、市町又は漁業協同組合からの要請に基づき行った船舶を利用した災害応急対策・海難救助・油濁防止対策等の活動
- ・山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った異常天然現象の発生に伴う船舶を利用した公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）のいずれかの活動実績について評価



■令和6年度から

次の①から③までのいずれかの実績について評価する。

- ① 「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」又は「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」に基づく活動
- ② 山口県、国土交通省又は市町が所管する山口県内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った災害応急対策工事、冬季除雪業務又は異常天然現象の発生に伴う公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）。なお、公共施設の点検・作業については、山口県より管理委託を受けた市町からの要請に基づき行った点検・作業を含む。
- ③ 山口県地先海域での国、県、市町又は漁業協同組合からの要請に基づき行った船舶を利用した災害応急対策・海難救助・油濁防止対策等の活動。

4 その他

① <予告継続>工事成績評定点の評価の見直し **令和6年7月1日以降**

企業の技術的能力

〔土木関係工事〕

◆「工事成績評定点」の評価対象 ※<参考1>参照

(現行) (令和6年度から)

「全業種の工事成績評定点の平均点」 → 「業種ごとの工事成績評定点の平均点」

〔土木関係工事・建築関係工事共通〕

◆「工事成績評定点」の評価基準 ※<参考2>参照

(現行) **毎年変動** (令和6年度から) **固定**

工事成績評定点の上位者から → 80点を満点とする3点刻み
1/4ごとに配点

【全県又は事務所基準】

ただし、特例として、造園工事及び解体工事は76点を満点とする1点刻み（段階的に引上げることが前提）

② 「総合評価方式に関するQ&A」を更新しました。

土木建築部 > 技術管理課 > 【工事】総合評価方式による競争入札・トップページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#9>

【例】「(一社)全国土木施工管理技士会連合会」の継続学習証明書 (CPDS) の場合

注意点

① 令和6年度の発注工事は、証明日 (任意の日) が、2024年4月1日から入札公告日までの間であることが必要です。

証明日が「2024年3月31日以前」又は「入札公告日の翌日以降」の場合は無効です!

② 取得単位数が、各認証団体の証明期間に応じた推奨単位以上であることが必要です。

(1年間:20ユニット、2年間:40ユニット、3年間:60ユニット、4年間:80ユニット、5年間:100ユニット)

「証明期間1年間」(設定する期間1年)の場合

(一社)全国土木施工管理技士会連合会
継続学習制度 (CPDS) 学習履歴証明書

発行年月日 2024年〇月△日

申請日	2024年〇月△日	
証明日	2024年〇月〇日 (20XX年◇月▽日~2024年〇月〇日) (証明日以前1年間の学習履歴を証明します。)	
会社名	△△△△建設(株)	
会社住所	〒XXX-XXXX 山口県〇〇市△△	
TEL/FAX	TEL XXXX-XX-XXXX	FAX XXXX-XX-XXXX

申請のあった上記表中の会社に所属する表-1の者の証明日より以前1年間のCPDS学習履歴を証明します。

配置技術者の氏名(第9号様式に記載)が含まれていれば、複数加入者の証明書でOK

(一社)全国土木施工管理技士会連合会

印

表-1

CPDS 加入者名 (加入番号)	資格名称	資格番号	取得ユニット数						
			社内研修 のユニット 数(A)	社内研修 を除いた ユニット数 (B)	(B)の推奨単位※		合計取得 ユニット数 (C=A+B)	(C)の推奨単位	
					標準 ユニット (20unit)	推奨 ユニット (30unit)		標準 ユニット (20unit)	推奨 ユニット (30unit)
山口 太郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	21 unit	取得	-	21 unit	取得	-
防府 次郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	19 unit	-	-	19 unit	-	-
岩国 三郎 (XXXXXXXX)	土木施工管理技士1級	CXXXXXXXX	0 unit	35 unit	取得	取得	35 unit	取得	取得
.
.
.
合計		3名	0 unit	75 unit			75 unit		

20ユニット
以下なので
加算点なし

(以下、省略)